十の二　当該事業の譲受けにより保険会社若しくはその子会社が保険業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の保険業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第五十八条の二第一項第四号に掲げる書類

十一　当該事業の譲受けにより保険会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合（第十号に規定する場合を除く。）には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十二　［略］

［２・３　略］

４　法第二条第十五項の規定は、第一項第十号の二及び第十一号に規定する議決権について準用する。

（合併の認可の申請）

第百五条　保険会社等は、法第百六十七条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～五　略］

六　合併後存続する保険会社等又は合併により設立される保険会社等の合併後における収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第百三十条（法第二百七十二条の二十八において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社等に係る法第百三十条各号に掲げる額を用いて定めたものに限る。）に係る算式により得られる比率をいう。第百五条の三第一項第二号ロ及び第百五条の六第一項第七号において同じ。）の見込みを記載した書面

［七～十八　略］

十九　合併後存続する保険会社等又は合併により設立される保険会社等が当該合併により子会社対象会社等（保険会社にあっては子会社対象会社、少額短期保険業者にあっては少額短期保険子会社対象会社（法第二百七十二条の十四第一項に規定する内閣府令で定める業務を専ら営む会社をいう。以下同じ。）をいう。以下この号及び第百五条の六第一項第十八号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社等に関する第五十八条第一項第四号又は第二百十一条の三十五第一項第四号に掲げる書類

十九の二　合併後存続する保険会社若しくは合併により設立される保険会社若しくはその子会社が、当該合併により保険業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の保険業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第五十八条の二第一項第四号に掲げる書類

二十　合併後存続する保険会社等又は合併により設立される保険会社等が子会社等を有する場合には、当該保険会社及び当該子会社等の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第百三十条（法第二百七十二条の二十八において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社等及びその子会社等に係る法第百三十条各号に掲げる額を用いて定めたものに限る。）に係る算式により得られる比率をいう。第百五条の六第一項第十九号において同じ。）の見込みを記載した書類

二十一　合併後存続する保険会社等若しくは合併により設立される保険会社等又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合（第十九号に規定する場合を除く。）には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

二十二　［略］

［号を加える。］

十一　当該事業の譲受けにより保険会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十二　［同上］

［２・３　同上］

４　法第二条第十五項の規定は、第一項第十一号に規定する議決権について準用する。

（合併の認可の申請）

第百五条　［同上］

［一～五　同上］

六　合併後存続する保険会社又は合併により設立される保険会社の合併後における収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書面

［七～十八　同上］

十九　合併後存続する保険会社等又は合併により設立される保険会社等が当該合併により子会社対象会社等（保険会社にあっては法第百六条第一項に規定する子会社対象会社、少額短期保険業者にあっては少額短期保険子会社対象会社（法第二百七十二条の十四第一項に規定する内閣府令で定める業務を専ら営む会社をいう。以下同じ。）をいう。以下この号及び第百五条の六第一項第十八号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社等に関する第五十八条第一項第四号又は第二百十一条の三十五第一項第四号に掲げる書類

［号を加える。］

二十　合併後存続する保険会社又は合併により設立される保険会社が子会社等を有する場合には、当該保険会社及び当該子会社等の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書類

二十一　合併後存続する保険会社等又は合併により設立される保険会社等又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

二十二　［同上］